

## 1 今から受講し始めた場合の講義消化スケジュール

【11/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	32日	11/20 ～ 12/21
不動産登記法	21回	63時間	25日	12/22 ～ 1/15
会社法・商業登記法	31回	93時間	46日	1/16 ～ 3/2
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	18日	3/3 ～ 3/20
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	7日	3/21 ～ 3/27
刑法	7回	21時間	10日	3/28 ～ 4/6
憲法	6回	18時間	9日	4/7 ～ 4/15
合計	122回	366時間	147日	

→ 「週 5.8 コマ」 ペース

【12/1 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	29日	12/1 ～ 12/29
不動産登記法	21回	63時間	22日	12/30 ～ 1/20
会社法・商業登記法	31回	93時間	43日	1/21 ～ 3/4
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	17日	3/5 ～ 3/21
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	7日	3/22 ～ 3/28
刑法	7回	21時間	10日	3/29 ～ 4/7
憲法	6回	18時間	8日	4/8 ～ 4/15
合計	122回	366時間	136日	

→ 「週 6.28 コマ」 ペース

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイダンス

【12/10 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	26回	78時間	27日	12/10 ~ 1/5
不動産登記法	21回	63時間	21日	1/6 ~ 1/26
会社法・商業登記法	31回	93時間	40日	1/27 ~ 3/7
不動産登記（記述）	7回	21時間		会社法・商業登記法と並行
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	16日	3/8 ~ 3/23
商業登記（記述）	7回	21時間		民事訴訟法～憲法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	6日	3/24 ~ 3/29
刑法	7回	21時間	9日	3/30 ~ 4/7
憲法	6回	18時間	8日	4/8 ~ 4/15
合計	122回	366時間	127日	

→ 「週6.73コマ」ペース

## 2 本講座の平成 28 年度合格者の方へのアンケート

\*50 音順です。

### 1 . 講義について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
① 講義は何回聴きましたか？	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回 ただし、わかりにくいテーマは2回	1回
② 1回の講義を聴き終わるのにどれくらいの時間をかけましたか？	3時間	3時間半～4時間	3時間 (LIVE受講)	3時間	3時間	LIVE受講 →3時間 Web受講 →2～3時間	5時間	3時間
③ 基本的に講義は一時停止や巻き戻しをしないで聴きになりましたか？	はい	多少しました	はい	はい	多少しました	はい	一時停止や巻き戻しをしました	聞き逃したり、書くのが追いつかなかつたりした時のみ一時停止や巻き戻しをしました。

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイダンス

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
④松本が講義中に書き込んだ事項は書き込みましたか？	はい	はい	はい	はい	基本的に書き込みました	はい	はい	全て書き込んだ。
⑤松本が講義中に書き込まず、口頭で説明した事項で「書き込んだほうがいいかな」と思った事項は書き込みましたか？	はい	いいえ	いいえ	はい	多少書き込みました	少し書き込みました	はい	いいえ
⑥その他に何か講義を聴く際に気をつけていたことがあれば教えてください		他の科目とのつながり	スピードについていくこと (書き込みで遅れないようにする)		集中して聞くこと	ついでに記述対策として、以下の練習をしていました。 ①速く書く ②フリーハンドで書く	1回講義を聴いたら、もうこれ以上聴くことはできないと自分に言い聞かせながら聴きました	憲法・刑法は学習経験があったので、1.5倍速にして聴きました。

## 2. 日々の勉強について

		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん	
① 専業でしたか？ 兼業でしたか？ 兼業の方は、週何日、1日何時間ほど働かれていますか？		<input checked="" type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	<input checked="" type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	<input checked="" type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	<input type="checkbox"/> 専業 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 3日/1週間 5時間/1日	<input checked="" type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	<input checked="" type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 兼業	<input checked="" type="checkbox"/> 専業 (5月以降) <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 (4月まで) 4日/1週間 9時間/1日	<input type="checkbox"/> 専業 <input checked="" type="checkbox"/> 兼業 5日/1週間 9時間/1日	
② 勉強時間はどれくらいでしたか？	平日	15～18時間	3月まで : 7時間 直前期 : 10～11時間	直前期 : 15時間くらい	10時間	11時間	13～15時間	専業	兼業	3時間
	休日		日曜日のみ 7時間		10時間			12時間	3時間	
③ 休憩はどれくらいの間隔でとっていましたか？		2時間ごと	午前 : 1時間ごと 午後 : 30～40分ごと	集中力が切れた時	疲れたり眠くなったらとる	2～3時間ごと	・疲れたら ・お腹がすいたら	トイレに行きたくなったりしたときにとっていました	1～2時間ごと	

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
④集中力が落ちてきたときに 行う勉強は何か決めていま したか？(ex. 集中力が落ちてきたときは 択一過去問を 解く)	休憩する	決めていま せ んでした。	・散歩しなが ら申請書の 音声を聴く ・「勉強法」「答 練模試の受 け方」のガ イダンスを 観る	無理やりテキ ストのアウト プットをする	コーヒーを飲 み気持ちを入 れ直す	決めていま せ んでした。休 憩をとりました。	・講座専用ブ ログを見る ・寝る ・合格体験記 を読む	休日に記述式 を解いていた ので、テキスト と記述式を切 り替えたりし ていました。平 日は特に何も 決めていま せ んでした。
⑤直前期は科目 順に進めてい ましたか？ それとも複数 の科目を並行 して進めてい ましたか？	科目順	科目順	科目順	科目順	全科目を順々 に回していま した	科目順	科目順	科目順

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑥ご自身の生活リズムの関係で気をつけていたことはありますか？ (ex. 朝はあまり集中できないので、朝は記述の問題を解く)	起きている時はすべて勉強する	・少し遅く寝て早く起きる ・朝・晩のストレッチ	特になし。時間帯によって変わることはありませんでした。	夜の疲れている時間にあえて記述を解いていました (本番の疲れを想定して)	きちんと朝起きて、夜は12時に寝るというリズムを守っていました	寝る時間(勉強を終わらせる時間)を守っていました。試験も終了時間があるので。	・無理はしない。気が乗らないならやらない。 ・昼食後すぐの勉強は眠くなるので、シャドウイングをする	夜は仕事が終わって疲れていたのもので早めに就寝し、朝早く起きるようにしていました。
⑦モチベーションを上げるために行っていたことはありますか？	松本先生とメールする	「ラストチャンス」「プログレス」という曲をよく聴いていました	ガイダンス動画を観る	講義の3コマ目の雑談を聴く。	ブログ村(*)のブログを読み漁る *ブログをまとめたサイト	この資格を目指した時の気持ちを紙に書いて、部屋中に貼っていました	地元のアイドル HKT48 の握手会やラジオに今勉強をやっているが、なかなか合格できないので、パワーをくださいとってエネルギーをもらっていた	・合格できる要素を書き出す ・合格後にしたいことを書き出す

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイダンス

### 3. 勉強方法について

		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷紉さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
①テキストは何回回しましたか？	3月まで	1回	2回	2回	6～7回	5～6回	2回	2回	2回 不登法, 商登法, 供託のみ3回
	直前期 4月～6月	7回	5回	5回 民法3回 不登法8回	4回	5～6回	5回	2回	5回 憲・刑のみ3回
②過去問は何回回しましたか？	3月まで	1回	1回	1回	1回	2回	1回	1回	1回
	直前期 4月～6月	1回	1回	1回 民法0回 不登法2回 プラスα	1回	主要科目 1回 マイナー科目 2～3回	1回 間違えた問題 などどうしても 解きたかった問題 だけプラス1回	2回	1回(間違えた 問題)+再度間 違えた問題
③テキストはアウトプットしながら読みましたか？		はい	はい	苦手分野のみアウトプットを意識しました	はい	はい	はい	はい	できる限りアウトプットしながら読みました



		大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷紉さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
④過去問の解き方で工夫したことがあれば教えてください		テキストの該当箇所をイメージする	正解の結論をあらかじめ想定して肢を読む	ポイントに線を引く		なあなあで解くのではなく、きちんと根拠を思い出せるかを気をつけていました		間違ったところを重点的にやりました	過去問は電車内でのみ解いていました
⑤シャドウィングは行いましたか？	申請書	不登法のみ	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ	5月から（もっと早い時期からやればよかったと思いました）	通勤徒歩中
	条文	はい	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	行っていない（聞き取りにくかった）

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイダンス

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内泰基さん	竹谷紉さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡伸介さん
⑥その他に何か教材の使用で工夫した点があれば教えてください		各テキスト・過去問の肢で、比較したいもの、イコールのものを、とにかく書き込みました	間違ったらテキストに✓をつけ、何個もついたら苦手分野なので、最後の丸暗記ポイントにする	色分けをしたり、図を描くようにしました	過去問集にメモするのではなく、過去問集にはテキストのページのみを書き、そこにメモをしていました。情報の一元化を意識していました。		講義で「トイレに貼ってください」と言われたページはコピーしてトイレに貼り、机の前にも、そのコピーや自分が苦手なものなどをコピーして貼って常に見ていました	記述式の解答についている問題頁はコピーをとって何度も解きなおしました。アウトプットで何度も間違えるページはトイレに貼りました。

#### 4. 答練・模試について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①答練は受けましたか？	はい	いいえ	はい	いいえ	はい (LEC)	はい	はい	いいえ
②(答練を受けていた場合)正解問題数は大体どれくらいでしたか？	午前 20～26 問 午後 26～30 問		午前 26～28 問 (基準点+2～3問くらい) 午後 20～23 問 (基準点-2～3問くらい)		基準点+2～4問くらい	25 問前後	23 問前後	
③(答練を受けていた場合)1回の復習にはどれくらいの時間をかけましたか？	10 分		2～3 時間		約 2 時間	約 1 時間	・解説講義 3 時間 ・間違った問題を見る 2 時間	
④(答練を受けていた場合)どのような問題をどのように復習しましたか？	間違えた問題のみ		間違った問題のみ確認しておき、テキストを回す時にテキストにチェックを入れる		テキスト・条文にあり、落とした問題のみ復習しました	間違えた問題を中心にテキストに戻っていました。テキストにないものは復習していません。	記述と間違った問題	

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイダンス

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑤ 模試は受けましたか？	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい (伊藤塾, TAC)
⑥ (模試を受けていた場合) 正解問題数は大体どれくらいでしたか？	午前 20～26 問 午後 26～30 問	25～30 問	午前 26～28 問 午後 20～23 問	午前 26～30 問 午後 24～28 問	基準点+2～4 問くらい	25 問前後	23 問前後	午前 22～29 問 午後 22～31 問
⑦ (模試を受けていた場合) 1回の復習にはどれくらいの時間をかけましたか？	10 分	0 (復習なし)	2～3 時間	ほぼしていません	約 2 時間	約 1 時間	・ 解説講義 3 時間 ・ 間違った問題を見る 2 時間	2 時間
⑧ (模試を受けていた場合) どのような問題をどのように復習しましたか？	間違えた問題のみ		答練と同じです。記述は、答練より時間をかけました。	解く順番の確認だけです	答練と同じです	間違えた問題を中心にテキストに戻っていました。テキストになったものは復習していません。	間違った問題と記述を中心に復習しました	間違えた問題や、テキストに載っているのに迷った肢のみ

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑨(答練または模試を受けていた場合)答練または模試を受ける際に注意していたことはありますか？(ex. 時間配分の訓練にだけ集中する)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の雰囲気慣れる</li> <li>・時間配分</li> </ul>	時間だけとはにかく守ることに集中しました	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述を1時間ずつで解く</li> <li>・時間厳守</li> </ul>	時間配分のみ	知識の確認というよりも午後も3時間で終わらせるための訓練	時間切れだけはないようにしていました	記述はほとんど、答案構成用紙が配られなかったことを前提に、問題に登記記録の図を描いて受けていた	時間配分の訓練とマークミス対策の練習

## 5. 本試験について

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①本試験の得点を教えてください(順位は記憶している範囲で結構です。総合順位は法務省発表の「総合得点別員数表」で確認した方のみ記載してください)。	<b>■午前択一</b> 26問(78点) 1537位 <b>■午後択一</b> 33問(99点) 8位 <b>■記述</b> 59.5点 8位 <b>■総合</b> 236.5点 10位	<b>■午前択一</b> 29問(87点)  <b>■午後択一</b> 28問(84点)  <b>■記述</b> 38.0点  <b>■総合</b> 203.0点	<b>■午前択一</b> 31問(93点) 43位 <b>■午後択一</b> 30問(90点) 215位 <b>■記述</b> 32.5点 933位 <b>■総合</b> 215.5点	<b>■午前択一</b> 28問(84点)  <b>■午後択一</b> 27問(81点)  <b>■記述</b> 42.0点  <b>■総合</b> 207.0点	<b>■午前択一</b> 28問(84点)  <b>■午後択一</b> 31問(93点)  <b>■記述</b> 42.0点  <b>■総合</b> 219.0点 142位	<b>■午前択一</b> 25問(75点)  <b>■午後択一</b> 29問(87点)  <b>■記述</b> 61.5点 3位 <b>■総合</b> 223.5点	<b>■午前択一</b> 28問(84点)  <b>■午後択一</b> 26問(78点)  <b>■記述</b> 39.5点  <b>■総合</b> 201.5点	<b>■午前択一</b> 29問(87点) 261位 <b>■午後択一</b> 25問(75点) 2486位 <b>■記述</b> 48.0点 131位 <b>■総合</b> 210.0点 318位
②午後の試験は、択一と記述をどの順番でときましたか？	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)	午後択一 ↓ 不登(記述) ↓ 商登(記述)

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
③午後択一はどの順番でときましたか？	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法	マイナー科目 ↓ 商業登記法 ↓ 不動産登記法	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法	不動産登記法 ↓ 商業登記法 ↓ マイナー科目	マイナー科目 ↓ 不動産登記法 ↓ 商業登記法
④本試験の午後の実際の時間配分と想定していた時間配分を教えてください	■午後択一 52分 想定50分 ■不登(記述) 65分 想定60分 ■商登(記述) 60分 想定60分	■午後択一 60分 想定60分 ■不登(記述) 70分 想定60分 ■商登(記述) 50分 想定60分	■午後択一 65分 想定60分 ■不登(記述) 60分 想定60分 ■商登(記述) 55分 想定60分	■午後択一 60分 想定60分 ■不登(記述) 65分 想定60分 ■商登(記述) 55分 想定60分	■午後択一 70分 想定70分 ■不登(記述) 65分 想定45分 ■商登(記述) 45分 想定60分	■午後択一 70分 想定60分 ■不登(記述) 60分 想定60分 ■商登(記述) 50分 想定60分	■午後択一 70分 想定60分 ■不登(記述) 60分 想定50分 ■商登(記述) 50分 想定60分	■午後択一 70分 想定70分 ■不登(記述) 55分 想定65分 ■商登(記述) 55分 想定45分

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
⑤その他に何か 本試験の解き 方で工夫した 点があれば教 えてください			<ul style="list-style-type: none"> <li>・考え込む時間を作らない</li> <li>・わからなかったらすぐに次！</li> </ul>	時間をできるだけ守る	知らない論点が出てきても、焦らず皆知らないものだと割りきって解いていました。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・記述や択一で解き終わってなくても、先生が言っていた14時10分には不登法、15時10分には商登法に移ったこと</li> <li>・わからなかった問題は、すべて「3」を選んだこと</li> </ul>	時間配分の計算を容易にするために、1問目から順番に解いていきました。飛ばした問題のページの角を折って、時間があったら戻って解いていました。



## 6. 意識レベルについて

	大倉康太郎さん	T・Sさん	武内 泰基さん	竹谷 糾さん	坪井 宏太さん	仲宗根広鷹さん	中牟田貴夫さん	西岡 伸介さん
①松本の要求する意識レベルは高すぎると思いますか？	良いぐらいです	いいえ	いいえ	思いません	それぐらいの気持ちがないと受からないと思っていたので、OK だと思えます	専門には少し高いと思います。そんなレベルの低い講座ではないので。	普通だと思います	高すぎるとは思いません
②(高すぎると思わなかった場合)もっと要求する意識レベルが高くてもいいですか？	良いと思います	もう少しだけ高くてもいいかもしれません	はい。言われたから変わるものでもないと思います。結局は本人次第です。	いいと思います	今がジャストぐらいかと		もっと高くてもいいです	ちょうどいいと思います

### 3 本講座のフォロー制度をうまく使う

①毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」「条文番号（不動産登記法・商業登記法・供託法を除く）」「申請書の番号（不動産登記法・商業登記法）」を伝える

②過去問演習，質問・相談制度

本講座は，フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは，以下の2点のフォローを行う。

- ・コメント欄でのご質問・ご相談受付

回答が早い

- ・毎回の講義終了後に解く過去問の情報（P19～26 参照）

テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘  
すべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載  
一部の肢の解説（学説問題など）

③推測採点基準（松本作成）の提供（平成 29 年度本試験の直前期）

## 講座専用ブログの過去問情報・見本

### <民法8回目>

ご受講お疲れ様でした。

民法8回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO. 96, 97, 101, 161, 162, 164～168, 172, 182, 183, 186～190, 192, 194～197, 199, 200, 202, 203）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法8回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくということは構いません。

#### 【NO. 96】

※P193・194にありますとおり、占有権は代理人を通じて認められます。また、P193にありますとおり、代理占有により時効取得することもできます。

※1の根拠は、P138・193です。

※2の根拠は、P138・193です。

※3の根拠は、P138・139です。このように1つ前の占有者の占有のみを合算することも可能です。1つ前の占有者（B）の占有のみを主張すれば、占有開始時に善意無過失となります（P139）。このことから、P135のふき出しの緑の視点がおわかりいただけると思います。

※4の根拠は、P213です。Aは代理占有（間接占有）を失っています（P213）。

※5の根拠は、P198～199です。

#### 【NO. 97】

※1の根拠は、P136です。

※2の根拠は、P139です。

※3の根拠は、P195です。P195のexにありますとおり、Bは買主ですので、自主占有が認められます。

※4の根拠は、P213です。

※5の根拠は、P193です。

#### 【NO.101】

※アの根拠は、P151です。

※イの根拠は、P224です。Cは「実体上の権利を有しない者」(P224)です。

※ウの根拠は、P150です。

※エの根拠は、P149です。

※オの根拠は、P140です。

#### 【NO.161】

※アの根拠は、P205・201です。

※イの根拠は、P213(194)です。

※ウの根拠は、P212です。

※エの根拠は、P212です。

※オの根拠は、P207です。

#### 【NO.162】

※アの根拠は、P201(193)です。

※イの根拠は、P202です。

※ウの後半は、P206です。

※エの根拠は、P202です。

※オの根拠は、P203です。

#### 【NO.164】

※アの根拠は、P194・201です。

※イの根拠は、P213です。代理占有関係が消滅していますので、Aは占有回収の訴えを提起できません(P201)。

※ウの後半は、P194です。

※エの根拠は、P197です。

※オの根拠は、P179です。

**【NO. 165】**

- ※アの根拠は、P203 です。
- ※イの根拠は、P205 です。
- ※ウの後半は、P202 です。
- ※エの根拠は、P206 です。
- ※オの根拠は、P201 です。

**【NO. 166】**

- ※アの根拠は、P208 です。
- ※イの根拠は、P209 です。
- ※ウの後半は、P212 です。
- ※エの根拠は、P209 です。P209 でご説明しましたとおり、帰責性があるのが大前提です。損害賠償ですので、悪意者であっても、帰責性がなければ損害賠償責任を負いません。
- ※オの根拠は、P212 です。

**【NO. 167】 エ**

- ※アの根拠は、P206 です。
- ※イの根拠は、P207 です。
- ※ウの後半は、P207 です。
- ※エは、テキスト未掲載の知識ですが、細かいので知識として補充する必要はありません。
- ※オの根拠は、P206 です。

**【NO. 168】**

- ※アの根拠は、P201 です。
- ※イの根拠は、P139 です。
- ※ウの根拠は、P208 です。賃料は法定果実です (P42)。
- ※エの根拠は、P209 です。
- ※オの根拠は、P212 です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです (P212)。この緑も思い出せたかをご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、記憶する価値が最も高いです。

**【NO. 172】**

- ※1の根拠は、P193 です。
- ※2の根拠は、P208 です。

※3の根拠は、P212です。善意か悪意かで違いが出るのは、裁判所の期限の許与のハナシのみです(P212)。この緑も思い出せたかをご確認ください。緑は多くの知識に使えるので、記憶する価値が最も高いです。

※4の根拠は、P201です。

※5の根拠は、P206です。

#### 【NO.182】ア～エ

※この問題が、P215で申し上げた平成23年度の問題です。ア～エは、Dランクですので、知識として補充する必要はありません。P215に書き込みましたとおり、常識で考えてみてください。

※オの根拠は、P215です。

#### 【NO.183】

※アの根拠は、P219です。

※イの根拠は、P218です。Cに対する損害賠償請求権と、P218の償金請求権は、別の話です。

※ウの根拠は、P220です。

※エの根拠は、P221です。加工において、加工前の動産が依頼主の所有物でなければならないという要件はありません(P221)。

※オの根拠は、P220です。

#### 【NO.186】ア・オ

※アは、講義でまだ触れていない知識です。民事訴訟法で扱います。

※イの根拠は、P215です。

※ウの根拠は、P217です。

※エの根拠は、P216です。

※オは、Dランクです。捨ててください。

#### 【NO.187】

※アの根拠は、P216です。

※イの根拠は、P216です。

※ウの後半は、P217です。

※エの根拠は、P217です。P217の民法213条に「袋地となることを認識していた場合は、囲繞地通行権は成立しない」という要件はありません。とにかく出してあげる必要があります。

ますので（P216 マル1）、この場合でも囲繞地通行権は成立します。  
※オの根拠は、P217 です。

### 【NO.188】ア～オ

※P217に関する学説問題です。繰り返しになりますが、学説問題については、テキスト未掲載の知識は補充する必要はありません。第1説は「(P217の人物関係でいうと) C↑、特定承継人(P217の人物関係でいうと) D↓」であり、第2説は「(P217の人物関係でいうと) 特定承継人D↑、(P217の人物関係でいうと) C↓」です（以下、この人物関係でご説明していきます）。この二当事者対立から考えてください（学説問題・推理レジュメのP2・3の「二当事者対立」の解法です）。

※アは、「無償の利用関係の受忍という負担が永久に付いてまわるというのは、…正当でない」と言っています。負担が付くのはDですが、それが正当ではないということは、Dの味方の説（D↑）である第2説となります。

※イは、「残余地以外の主地の所有者に不測の不利益が及ぶことになるのは不合理である」と言っています。「残余地以外の主地の所有者」とは、Cのことです。Cに不測の不利益が及ぶことになるのは不合理であるということですので、Cの味方の説（C↑）である第1説といえます。

※ウは、「物権的負担…であり、対人的な関係を定めたものではない」と言っています。つまり、残余地に物権的負担として付いてくるから、Dは負担するべきだということになります。よって、Dの敵の説（D↓）である第1説となります。

※エは、「負担…は、必ずしも外形的に明らかな事情ではない」と言っています。Dがわからないかもしれないということですので、Dの味方の説（D↑）である第2説となります。

※オは、「袋地の所有者が…偶然の事情によってその法的利益を奪われるのは不合理である」と言っています。「袋地の所有者」がP217でいうとBであり、「偶然の事情」が特定承継です。よって、Bが従前どおり囲繞地通行権を主張できるということですので、第1説となります。

### 【NO.189】

※1の根拠は、P217です。

※2の根拠は、P216です。

※3の根拠は、P216です。

※4の根拠は、P216です。

※5の根拠は、P217です。

**【NO.190】 オ**

- ※アの根拠は、P227 です。
- ※イの根拠は、P225 です。
- ※ウの根拠は、P224 です。
- ※エの根拠は、P229 です。
- ※オは、まだ講義で触れていない知識です。不動産登記法で扱います。

**【NO.192】 エ**

- ※アの根拠は、P224 です。
- ※イの根拠は、P223 です。P222・223 でご説明しましたとおり、自己の持分の処分は自由です。
- ※ウの根拠は、P226 です。
- ※エは、P228 にありますが、講義で飛ばしたところです。不動産登記法で扱います。
- ※オの根拠は、P226 です。

**【NO.194】**

- ※アの根拠は、P227 です。
- ※イの根拠は、P225 です。
- ※ウの根拠は、P224 です。
- ※エの根拠は、P224 です。
- ※オの根拠は、P225～226 です。

**【NO.195】 イ**

- ※アの根拠は、P226 です。
- ※イは、まだ講義で触れていない知識です。IIのテキストで扱います。
- ※ウの根拠は、P226 です。
- ※エの根拠は、P227 です。
- ※オの根拠は、P226 です。

**【NO.196】**

- ※アの根拠は、P224 です。
- ※イの根拠は、P225 です。
- ※ウの根拠は、P225～226 です。
- ※エの根拠は、P227 です。



※オの根拠は、P224 です。

**【NO.197】 ウ**

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P224 です。損害賠償請求は、自己の持分のみについてしかできませんが（P224）、単独でできる点にご注意ください。P224 の表の左も右も、単独ではできます。ただ、表の左は共有物全部についてでき、右は自己の持分についてしかできないという違いがあります。

※ウは、まだ講義で触れていない知識です。P338 で扱います。

※エの根拠は、P227 です。

※オの根拠は、P226 です。

**【NO.199】**

※1の根拠は、P224 です。

※2の根拠は、P226 です。

※3の根拠は、P230 です。

※4の根拠は、P228 です。

※5の根拠は、P226 です。

**【NO.200】 1・4**

※1はP230 にありますが、売主の担保責任についてはⅡのテキストで扱います。

※2の根拠は、P230（223）です。不分割特約は分割ができないだけで、持分の処分（売却や抵当権設定など）は可能です。

※3の根拠は、P224 です。

※4は、テキスト未掲載の知識ですが、推理できる肢です。Bには抵当権付きの持分が帰属することになりますが、無償でもらえるわけですからBにマイナスとはなりません。

※5の根拠は、P229 です。裁判所による分割をするには、「協議が調わないとき」という要件はありますが、分割協議の請求がどちらからされたものかは関係ありません。

**【NO.202】**

※アの根拠は、P224 です。

※イの根拠は、P226 です。

※ウの根拠は、P224 です。

※エの根拠は、P226 です。

「5ヶ月合格法」ならまだ間に合う！  
追っかけチャレンジコースガイドランス

※オの根拠は、P224 です。

※カの根拠は、P227 です。

**【NO. 203】**

※アの根拠は、P226 です。

※イの根拠は、P225 です。

※ウの根拠は、P224 です。

※エの根拠は、P229 です。

次回の講義もよろしくお願ひいたします。

**松本雅典**（本ガイダンス担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法[記述式]解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	「All About」で連載中 <a href="http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/">http://allabout.co.jp/gm/gt/2754/</a>	
	クラウドワークス「WoWme（ワオミー）」アンバサダー <a href="https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration">https://wowme.jp/lp/purchaser/pre_registration</a>	
ホームページ	「リアリスティック司法書士試験」 <a href="http://realistic-sihousyosikenn.jp/">http://realistic-sihousyosikenn.jp/</a>	
ブログ	「司法書士試験超短期合格法研究ブログ」 <a href="http://sihousyosikenn.jp/">http://sihousyosikenn.jp/</a>	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa <a href="https://twitter.com/matumoto_masa">https://twitter.com/matumoto_masa</a>	
Facebook	松本 雅典 <a href="https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7">https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7</a>	